

## 区役所の機能について（案）

### 1 区役所の役割

#### (1) 先行政令指定都市における区役所機能の変遷

各政令指定都市によって、おかれた時代や状況は異なるが、大まかな流れとして、下記のような区役所機能の変遷をたどっている。

指定都市制度の発足時は、戸籍・年金・税務等の窓口サービス業務が主流であった（本庁のみでは住民の利便性に答えられないため）。

1960～70年代は、地域の課題に住民が積極的な関与を求める動きがあり、区役所に地域の課題を把握し解決する機能が期待された。

一方、1972年の札幌市、福岡市以降1980年の広島市、1989年の仙台市など合併を経た政令市では、旧合併市町村でそれぞれ行っていた土木建築（窓口機能のみか、維持・建設機能まで行うかの違いはある）や地域振興などを区役所の機能として加えた。

近年は、地方分権社会にあって、自己決定、自己負担、自己責任による行政が求められており、住民参加によるまちづくりを進めていく必要性から、区役所が住民と協働し、地域のニーズを解決する機能を担うという方向で区役所機能の改革への取り組みも行われている。

#### (2) 本市における本庁機能及び区役所機能の考え方

##### ① 本庁機能の考え方

本庁では、全市的な計画や施策の企画・立案，行財政の効率性などの観点から本庁で行うことが適当と考えられる事務事業の実施，国・県との連絡調整を行うとともに，区役所で行う行政サービスの統括及び調整を行う。

##### ② 区役所機能の考え方

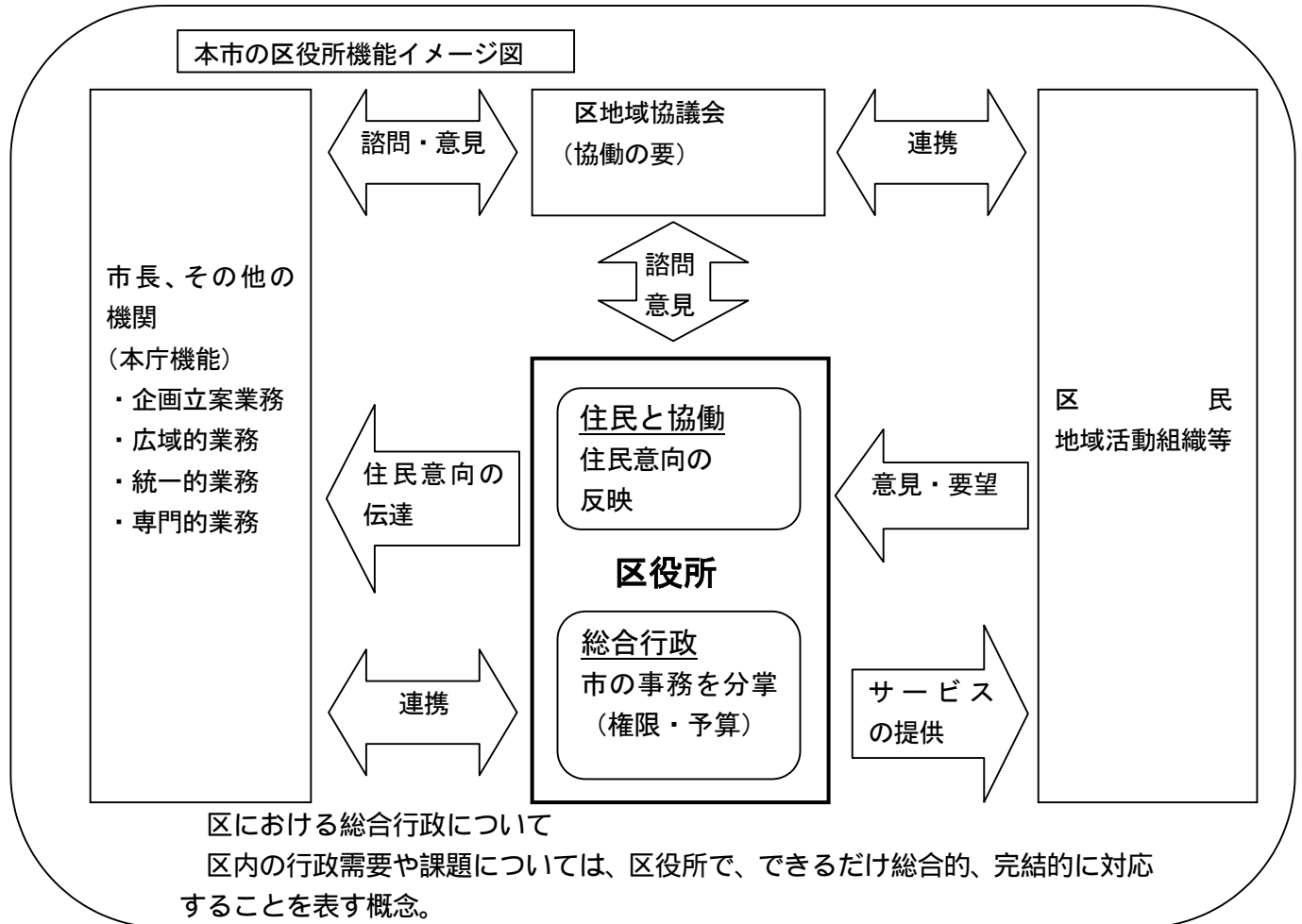
新潟市においては、地域コミュニティなどを大切にして、住民と行政が協働のまちづくりを進める「分権型政令指定都市」の実現を目指し、区役所機能を検討する。

##### ア 区内の総合行政機関としての機能

住民へのサービスや地域に対する施策は、住民に最も身近な区役所ができるだけ完結的に行うことが望ましい。そこで複数の区にまたがる業務や各区ごとに処理することで著しく非効率となる業務、本庁で広域的、統一的に処理することが適当である業務を除き、原則として区役所が各行政事務を行う機能を担う。

##### イ 住民との協働による地域づくりの拠点としての機能

区役所は区地域協議会などと連携して、地域の特色を活かしたまちづくりを進めていく機能を担う。



## 2 区役所で行う業務

政令指定都市移行後に、区役所で行う業務とその組織については、前記の役割を念頭に、分権型政令指定都市の区役所として、市民に身近な行政サービスの円滑な提供と地域の実情に配慮し市民との協働のまちづくりを行いうる業務を遂行可能な組織が必要となる。

特に、戸籍・住民票・印鑑・税等に関する証明書の発行など、住民の利用度が高い業務については、可能な限りいずれの区役所においても市民が手続きできるようにし、区役所の利便性と機能性を高めるものとする。

一方で、市役所本庁も含めた、行財政の効率性・機能性を考慮した組織とすべきであると考える。

これらを勘案した上で、区役所では下記業務を行うことを基本として、今後、地域性などを考慮し、具体的な検討を進める。

### (1) 部門別業務

#### ① 総務部門

庁舎管理，文書管理，区の予算・決算の総括など庶務関係事務のほか，各種統計調査，区の防災などの事務事業を行う。

#### ② 地域振興部門

ア 区のまちづくり計画の策定，地域コミュニティ組織の育成・支援，区地域協議会との連携などの事務事業を行う。

イ 区の広報広聴，住民相談などの事務事業を行う。

ウ 地域産業の振興に関する必要な事務事業を行う。

- エ 地域の伝統文化の振興などに関する事務事業を行う。
- オ 道路・公園・下水道・建築等に関する住民に身近な事務事業を行う。

③ 税務部門

各種市税の賦課・徴収事務のほか、各種税証明書の交付事務を行う。

④ 生活部門

- ア 各法令の規定により区長事務となる戸籍、住民基本台帳、外国人登録関係事務のほか、印鑑登録に関する事務などを行う。
- イ 国民健康保険や介護保険、国民年金に関する事務などを行う。
- ウ 福祉に関する事務事業を行う。
- エ 保健衛生に関する事務事業を行う。

⑤ その他

- ア 区の会計事務を行う。
- イ 区選挙管理委員会事務局の事務事業を行う。

(2) 出張所等

区役所には、その業務を補完する目的で、出張所を設置する。

・ 出張所の業務

- ア (1) の生活部門に関連した業務
- イ 地域住民からの相談
- ウ 区役所他所管組織への取次ぎ

**3 保健所及び土木事務所の取り扱いについて**

区役所が担う業務については、各先行政令指定都市においても、基本的にほぼこの都市でも行っている業務と、各都市により取り扱いが異なる業務があるが、とりわけ、保健所業務、土木・建築関係業務は、取り扱いが異なっている。

本市では、保健所と土木・建築関係の業務について、下記を基本として、具体的な検討を進める。

(1) 保健所

保健所は、地域保健における広域的、専門的かつ技術的な拠点として、市内に1か所とする。身近な保健福祉サービスを総合的に提供する区役所の保健福祉担当部門と役割を分担し、保健衛生に関する事務事業を行う。

(2) 土木事務所

土木事務所は、道路や公園、下水道等の状況を勘案して、市内にいくつかの事務所を設置する。道路、公園等の新設改良、除雪、下水道の管理などに関する事務事業を行う。